

1人1台端末を上手に使うためのガイドライン

～学習の質を変える・授業の質を変える～



令和4年3月

浦安市教育委員会

目次

第1章	ガイドライン作成の背景	1
1	「教育の情報化」の実現に向けて	1
2	新しく見えてきた課題	1
第2章	活用の実態	2
1	学校	2
2	児童生徒	2
3	家庭	2
4	教育委員会	2
第3章	目指すべき姿	3
1	Society5.0	3
2	Society5.0に向けた人材育成	3
3	各小中学校におけるこれからの教育	4
第4章	情報モラル・セキュリティ教育	5
1	情報モラル教育の必要性	5
2	問題の本質	5
3	発達段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進	8
4	情報モラル教育における家庭・地域との連携	8
第5章	情報セキュリティ	10
1	アカウント、ID、パスワードについて	10
2	IDとパスワードの管理の重要性	10
3	身近なところに潜む危険	10
第6章	身体への影響に対する対応	12
1	学校で気をつけること	12
2	家庭で気をつけること	13
第7章	推進体制	14
1	教育委員会として	14
2	学校の役割	14
3	家庭の役割	14
資料		15
	・『タブレット活用のルール』	15
	・情報モラル指導モデルカリキュラム表	17
	・情報モラルの各教科等における指導	18
	・文部科学省作成動画資料一覧	19
	・浦安市で使用している道徳科の教科書における情報モラルの題材一覧	20

第1章 ガイドライン作成の背景

1 「教育の情報化」の実現に向けて

令和2年度から実施されている新学習指導要領では、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用する資質・能力、いわゆる「情報活用能力」を「言語能力」「問題発見・解決能力」と並んで児童生徒の「学習の基盤となる資質・能力」として位置づけており、教育活動全体を通じて、情報活用能力を育成していくことが求められています。

今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっていますが、このような時代を生きる児童生徒にとって、ICT機器の活用は、鉛筆やノートを使うことと同等であると言えます。

本市では、平成元年度より、全小中学校でコンピュータ室や無線LAN環境等の整備を進めるとともに、ICTに関する様々な研修の開催やICT支援員の派遣を行い、教職員が児童生徒にとって「わかる授業」を実践できるよう支援してきました。

令和元年度には「浦安市教育の情報化推進計画」を策定し、児童生徒の情報活用能力の育成と、教員のICT活用指導力のさらなる向上を目指し、種々の取組を進めています。

その中でも核となるのが、児童生徒用タブレット端末の整備と活用の推進です。本市では、令和3年3月に児童生徒1人に1台のタブレット端末の整備が完了し、授業のみならず学校生活あるいは家庭生活の様々な場面において活用が進んできているところですが、活用が進むにつれ、今までには無い新たな課題が見えてきました。



2 新しく見えてきた課題

教育現場における情報化が急速に加速している中、児童生徒の不適切な端末の取扱いも、各地で問題となっています。

例えば、授業中にゲームをしている、チャット機能を使い、不適切なことをチャットに書いている、画面共有機能を使って授業と無関係なサイトを共有するなど、授業の妨げとなる事例が報告されています。さらに、チャット機能を悪用し、誹謗中傷を投稿するなどして、いじめが重大事態に発展するといった事件も他の自治体で起こっています。

このような課題を解決していくためには、1人1台端末のみならず、家庭で利用しているパソコンやスマートフォン、ゲーム機など、あらゆるICT機器において、その利便性や危険性を伝え、児童生徒がICT機器を上手に使っていけるよう、学校教育はもちろんのこと、家庭においても情報モラルや情報セキュリティに関する教育を充実させていく必要があります。



そこで、教育委員会では、学校と家庭が連携して、児童生徒の情報モラルの育成等に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図っていけるよう、ガイドラインを作成しました。

第2章 活用の実態

1 学校

学校では、授業を中心に様々な場面で1人1台端末の活用に努めています。写真や動画の撮影、検索エンジンを使った調べ学習といった従来までの使い方に加え、オンライン会議ソフト（本市では主にMicrosoft Teams）や授業支援ソフト（本市では主にMetaMoJi Classroom）を使った共同学習、学習支援サービス（本市ではLINES eライブラリ・アドバンス）を使った自己学習など、1人1台端末が導入されたことで活用の幅が大きく広がりました。



一方、教員によってICT活用への興味関心や知識技能には個人差があるので、教員全体のICT活用指導力の底上げが急務となっています。

2 児童生徒

児童生徒は、各教科の授業で1人1台端末を活用する以外にも、朝学習、各自の調べ学習など、様々な学習場面で、意欲的に1人1台端末を活用するようになってきました。一方、端末の使い方に慣れるにつれて、教員の目の届かないところで学習とは関係ないサイトにアクセスしたり、履歴が残らないようにサイトにアクセスしたりと、不適切な使用も見られるようになってきました。

3 家庭

1人1台端末を家庭に持ち帰って使う機会も増えつつあります。特に新型コロナウイルス感染症の拡大時期には、1人1台端末を持ち帰ってオンライン学習を行ったり、宿題としてeライブラリを使って学習したりと、登校できない間の学習を補う目的で1人1台端末を活用しています。¹⁾

4 教育委員会

教育委員会では、児童生徒の情報活用能力及び教員のICT活用指導力を向上させるべく学校のICT環境を整備してきました。1人1台端末の整備が完了した今、児童生徒並びに教員が学校生活のあらゆる場面で積極的に活用していけるような取組が求められています。

ICT機器やソフトウェア、サービスの効果的な活用方法の提案や優れた実践の紹介などを通して、教員がICTを積極的に授業に取り込めるよう支援し、児童生徒のICTに対する興味関心や疑問に答えられるようにしていく必要があります。

1) 1人1台端末を使用するに当たっては、1人1台端末の利用目的や使用上のルール等を示した「タブレット活用のルールについて」を、学校から児童生徒・保護者に配付しています。
([本ガイドライン15ページ参照](#))

第3章 目指すべき姿

1 Society5.0²⁾

(1) Society5.0とは

人類はその誕生から、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)と社会を発展させてきました。Society5.0とは、これらに続く新たな社会を意味する言葉で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)を意味します。

(2) Society5.0で実現する社会

これまでの情報社会(society4.0)では、知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人間が行う能力には限界があるため、多くの情報から必要な情報を見つけて分析する作業が困難であったり、年齢や障害などにより労働や行動範囲に制約があったりしました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分対応することが困難でした。これからの社会(Society5.0)は、つぎのようなことが実現されると言われています。

- ・IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これからの課題や困難を克服。
- ・人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供され、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題を克服。
- ・社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望のもてる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、1人1人が快適で活躍できる社会の実現。

2 Society5.0に向けた人材育成³⁾

経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す Society5.0 では、性別、人種、国籍を問わず、さまざまな個性や能力をもった人材が協働して社会課題を解決し、オープンイノベーション⁴⁾を通じて新たな価値を創造することが求められます。そのためには、異文化や多様な背景をもつ集団の中で、リーダーシップを発揮できる人材を育成することが重要です。また、先を見通せない予測不可能な時代において未来社会を構想・設計する際には、失敗を恐れず果敢に挑戦する姿勢や自己肯定感も必要です。

2) 参考資料 内閣府ホーム>内閣府の政策>科学技術政策>Society5.0

https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/



3) 参考資料 経団連ホーム>Policy(提言・報告書)>Society5.0に向けて求められる初等中等教育改革 第一次提言 <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/063.html>



4) 外部の知識や技術を取り込み、価値の創造を進めるという考え方。

3 各小中学校におけるこれからの教育

(1) 学びの質の転換

これまでの児童生徒の学びは、個別の知識・技能の習得に重きを置く傾向があり、“教師が児童生徒に教える学び”が、多く展開されてきました。

しかし、ICTが発展し、多くの知識（情報）を容易く得ることができるようになったこれからの社会では、「どんな知識を得ているか」だけでなく、「得られた知識を使って、新たな問題をどう解決していくか」や「得られた知識から、どんな新しいものを創造するか」が重要となります。

よって、これからの学びは、児童生徒が自ら必要に応じて情報を検索・収集し、問題発見・解決につなげていったり、児童生徒同士の協働や大人との対話などを手掛かりに自分の考えを広げ深めたりしていけるような、“児童生徒の主体的な学び”に転換していくことが大切です。



(2) 授業の質の転換

児童生徒が主体的に学びに向かっていくためには、教師は、以下の3つの視点を持ちながら、常に授業改善を図っていくことが求められます。

- ①習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた「深い学び」が実現できているか。
- ②児童生徒同士の協働、教師や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③児童生徒が見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

児童生徒が学習の中で疑問を持ち、それを調べたいと思ったとき、1人1台端末の検索ソフトやワープロソフト、オンライン会議システム等を自在に使うことができれば、児童生徒は授業の時間以外でも自ら情報を収集してまとめたり、他者と協議したりすることができます。また、1人1台端末の学習支援ソフトを自在に使うことができれば、児童生徒が学びたいと思ったときに自分の学力やペースに合わせて、学びを進めることができます。1人1台端末は、児童生徒の主体的な学びを実現するための大変有効な教具であり、児童生徒が1人1台端末を自ら上手に活用できるように情報活用能力を育成することは、授業改善のさらなる促進にもつながります。

(3) 体系的な指導の実現

児童生徒が主体的、対話的で深い学びをしていくためには、児童生徒に情報活用能力を着実に身に付け、1人1台端末を有効に活用できるようにしていくことが重要です。そのためには、児童生徒の発達段階に応じた体系的な指導や、各中学校区ごとに義務教育9年間を見通した指導について、検討を進めていくことが大切です。⁵⁾

5) 児童生徒の情報活用能力の体系的な育成を図るため、浦安市教育委員会では『情報活用能力「体系的な整理」及び「体系表」(浦安版)』を作成しました。

第4章 情報モラル・セキュリティ教育の構築・充実⁶⁾

1 情報モラル教育の必要性

1人1台端末の本格的な運用に加え、携帯電話やスマートフォン、SNSが子どもたちにも急速に普及する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、学校における情報モラル教育は極めて重要です。

今日の情報社会の特徴として、誰もが情報の受け手だけでなく送り手としての役割を担うようになったことが挙げられます。ネットワークを介して瞬時に情報が世界中に伝達され、予想しない影響や誤解を生じる可能性があります。

その他にもネット依存やSNSでのトラブルをはじめ、ネット詐欺・不正請求等のネット被害、ID・パスワードの管理やコンピュータウイルスによる被害等に対する情報セキュリティの問題も児童生徒の間で起こることが考えられ、新たな課題への対応が必要です。

情報技術を取り巻く状況は日々変化しており、児童生徒が遭遇するトラブルは、現在、起こっているものだけにとどまらず、将来、情報技術の進展とともにこれまでになかったトラブルが起こる可能性があります。そのような中、トラブルに直面しても児童生徒が冷静に対応し、危険を未然に回避できるように指導することも重要です。



そこで、危険を回避するための知恵とともに、情報社会の特性や仕組みを理解し、主体的に判断する力を養うことが求められています。「情報モラル教育」を進めるにあたっては、学校におけるあらゆる教育活動の中に、情報モラルの視点をもった学習を取り入れることが必要です。また、発達段階に応じて体系的に指導したり、各教科等において指導するタイミングを適切に設定したりすることが大切です。

また、児童生徒は家庭において情報機器を使用する時間も長いことから、学校と家庭が連携していくことも重要です。

2 問題の本質

情報モラルについては、技術やサービス内容が進化して様々な問題を抱えているように感じられます。しかし、児童生徒が情報モラルの大半が日常モラルであることを理解し、それに情報技術の基本的な特性を理解することで問題の本質を見抜いて主体的に解決できる力を身に付けることが重要です。「情報モラルの判断に必要な要素」について、文部科学省「教育の情報化に関する手引き」（令和2年12月）には、次のように示されています。

(1) 日常モラル

日常モラルについては、情報モラルの判断に必要な不可欠なことを指導する必要があります。日常モラルには、自分がやりたいことやほしいものを我慢できるかどうかという「節度」、多くの情報について正しいかどうかを判断するための「思慮」、人と

6) 本章は、次の資料を参考に作成しています。

文部科学省「教育の情報化に関する手引き（第2章 情報活用能力の育成 第4節 学校における情報モラル教育）」令和元年12月

文部科学省「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」



コミュニケーションをとるために必要となる「思いやり、礼儀」、情報社会の一員としてルールを守り、正しいことを実行するための「正義、規範」の4つの視点があります。

(2) 情報技術の仕組み

情報モラルについて適切な判断を行うためには、日常モラルを育てることに加えて「インターネットの特性」「心理的・身体的特性」「機器やサービスの特徴」の仕組みの理解が必要です。これらについては、専門的な知識を教え込む必要はなく、児童生徒の発達段階に応じて理解させることが重要です。

(3) インターネットの特性

インターネットには、「公開性」「記録性」「信憑性」「公共性」「流出性」等の特性があり、児童生徒の発達段階に応じてこれらの理解を深めさせることで、これまでに発生している様々な事件やトラブルの本質を捉えさせることが必要です。

「公開性」について、インターネット上での書き込みは、広く公開され、世界中の誰からも見られる可能性があるのだという感覚をもたせることが大切です。友達同士だけのやり取りだと思ってSNS等に不適切な写真や情報を掲載して起こるトラブルや、閉じられたサービスだと思って発信した情報が公開のサービスに転送されるというトラブルが発生しています。したがって、インターネット上での書き込みは、どんなサービスであっても公開される可能性があるのだという感覚をもたせると同時に、著作権・肖像権を守って発信しなければならないという意識ももたせなければなりません。

「記録性」について、一度発信した情報は、取り戻せないことが多く、必ずどこかに記録が残ってしまうことを理解させることが必要です。名前を書かない場合も誰が発信したかという記録が必ず残ってしまう仕組みもあります。インターネット上の過去の書き込みを調べることは容易なので、進学や就職等自分の将来を決める重要な場面で、人物評価のために自分の過去の書き込みまで遡って調べられる可能性があることを理解させる必要があります。

「信憑性」について、インターネット上には誰でも情報を発信できるので、信用できない情報も多く、情報を取得する際には正しいかどうかを必ず確かめなければならないという感覚を身に付けさせることが重要です。コミュニケーションを行う相手個人の確認方法だけでなく、セキュリティの意味から信頼できるサイトであることの確認方法を身に付けさせることも必要です。

「公共性」では、情報をやり取りする費用は発信者だけではなく、受信者も負担しなければならないため、相手にとって必要のない情報を大量に送り付けることは迷惑であること、インターネットは公共の資源なので、無駄な情報を大量に送受信することは資源の無駄遣いになることを理解させることが必要です。

「流出性」は最も危険で、接続しただけで自分のコンピュータに侵入されることや、情報を取り出されるような危険な仕組みがあるため、信用できないサイトには接続しないことを理解させておく必要があります。

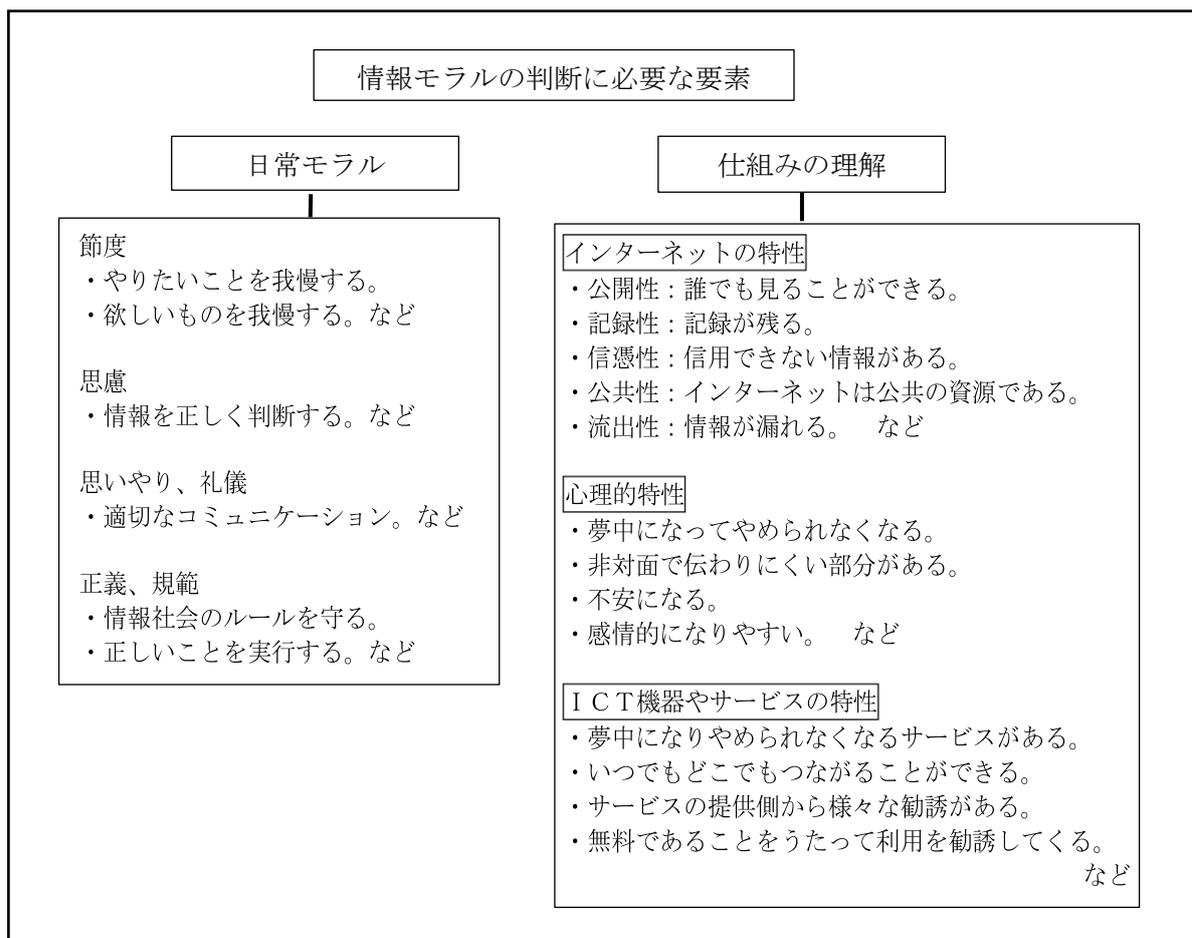
(4) 心理的特性

メディアを介したコミュニケーションの特性は、時代が変わっても大きく変化せず利用されてきました。直接顔を合わせていないので、対面では言えないようなことが言え、文字でのやり取りが中心になるため真意が伝わりにくく、誤解が生じ感情的になりやすいというような特性があります。また、相手の状況が分からないために起こる誤解や、受け取る状況や場面によって同じ情報でも感じ方や捉え方が違う場合があります。相手を思いやってコミュニケーションをとることが重要ですが、「どんなに気を遣っても必ず誤解やトラブルは生じる可能性がある」ということをしっかり教えておく必要があります。

(5) ICT機器やサービスの特性

情報技術の進展によってICT機器やサービスは変化しています。夢中になりやめられなくなるサービスが大量に提供されており、使い始めるとなかなかやめられなくなり、依存状態となる可能性があることを理解させなければなりません。

また、企業側からは、サービスを使い続けさせようとする様々な勧誘があり、「無料には必ず何か理由がある」ということをしっかり考え、サービスを利用するかどうかを検討しなければならないということを教えておく必要があります。



図：情報モラルの判断に必要な要素⁷⁾



3 発達の段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進

発達の段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進にあたっては、文部科学省より「情報モラル指導モデルカリキュラム表」⁸⁾が作成・公表されています。情報モラル教育に特化して、「情報社会の倫理」「法の理解と遵守」「安全への知恵」「情報セキュリティ」「公共的なネットワーク社会の構築」の5つに分類し、児童生徒の発達段階に応じた指導目標を示したものとなっています。各学校では、このモデルカリキュラム表を参考にしながら、昨今の児童生徒のスマートフォンやタブレットの利用状況の実態に応じて、各目標を適切な学年等に配置して系統的なカリキュラムを作成し、学校全体で教師がその内容を共通理解して指導することが必要です。そのためには、それぞれの学校で情報教育の年間指導計画の中に情報モラルの項目を設定し、指導事項や指導内容を位置付けるなどの工夫が必要です。⁹⁾

<文部科学省作成資料の活用>

文部科学省では、学校における情報モラルに関する指導の一層の充実を図るため教師が指導する際に役立つ児童生徒向けの動画教材¹⁰⁾と手引書を作成しています。「情報社会の倫理」「法の理解と遵守」「安全への知恵」「情報セキュリティ」「公共的なネットワーク社会の構築」の5つの内容で、心の発達段階や知識の習得、理解の度合いに応じた適切な指導に活用することができます。本市のポータルサイトからもシナリオスライドやモデル指導案等を見ることができるようリンクを貼っています。

<特別の教科 道徳における指導>

道徳科においても、情報モラルに関する指導を充実させることが重要です。本市で使用している道徳の教科書には、小学校、中学校ともに、全学年に「情報モラル」のページが設けられています。携帯電話やメール、SNSの使用等、身近なテーマが題材として取り上げられています。情報モラルの観点から様々な道徳的価値について発達の段階に合わせて系統的に指導することができます。¹¹⁾

4 情報モラル教育における家庭・地域との連携

(1) 教育委員会や学校の役割

教育委員会は、学校における情報モラル教育の充実に向け、行政機関等が行っている講演などの支援事業を学校へ周知するとともに、ネットトラブル等が発生した場合の対応について、日頃より関係機関との連携を図っています。学校においては、教科等横断的な連携と、発達段階に応じた学年を超えた縦の連携が必要なため、全職員の共通理解のもとで進めていく必要があります。そのため、生徒指導部会等を活用し、児童生徒からの情報を共有することができる体制をつくることが重要です。



8) [本ガイドライン 17 ページ参照](#)

9) [本ガイドライン 18 ページ参照](#)

10) [本ガイドライン 19 ページ参照](#)

11) [本ガイドライン 20 ページ参照](#)

(2) 学校と家庭における理解の共有

児童生徒が、スマートフォン等を通じてインターネット上のトラブルに巻き込まれたり関わったりする事例の多くは、家庭で契約した通信サービスを児童生徒に利用させた際に、児童生徒がどのように利用するかを十分検討しなかったことに起因します。



児童生徒のICT機器の使用にあたっては、学校と家庭のそれぞれで、次のことを理解することが大切です。

- ① 守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを教える必要があるということ。
- ② 使い方によってはトラブルの加害者にも被害者にもなりうる手段を、児童生徒に持たせているという危機感をもつこと。

そのためには、学校は、インターネット利用によって児童生徒が巻き込まれたり関わったりしたトラブルや事件の実例を新聞やニュースなどから示し、可能な範囲で自校や近隣の学校で起きた事件を取り上げるなどして、保護者とともに切実感を共有することも効果的です。

また、低年齢の児童ほど危険に対処する力が低く、被害に遭う可能性が高いため、各家庭においては、児童を守るためのフィルタリングによる機能制限や「家庭のルール」を児童生徒と約束することの重要性について、理解を深める必要があります。

そして、学校は、実施している情報モラルの指導の内容を家庭に周知・共有するとともに、学校での指導には限界があり、指導や啓発における学校と保護者との役割分担について説明することが必要です。

情報モラル教育は、ICT機器を使い始める前後の指導が非常に重要になりますが、各家庭によって、ICT機器をもたせる時期は異なるため、全ての児童生徒に適切な時期に実施するのは困難です。しかし、できるだけ児童生徒の状況に即した情報モラル教育を実施するために、学校は、家庭や地域に対して、その教育の重要性の認識を広めるとともに、学校便りや学年便り等を通じて家庭との綿密な連携を図ることが重要です。

(3) 学校・家庭・地域による最新情報の共有

情報モラル教育を効果的なものとするためには、児童生徒のインターネットの使い方の変化に伴い、その実態や影響に係る最新の情報の入手に努めることが重要です。児童生徒が安全に使用できる環境を確保するためには、スマートフォンやタブレット、パソコン、ゲーム機などのインターネット端末を利用させるにあたり、フィルタリングサービスや迷惑メール対策を施すための知識をもつことが必要不可欠です。学校・家庭・地域で連携して、トラブルが起きた際の解決方法や対応策等の最新情報を共有することが大切です。

具体的な例として、学校主催のオープンスクールやPTA主催の行事、地域の家庭教育講座等の場を活用して、情報モラルの専門家から最新情報を得るための講演会を実施することや、携帯電話事業者、警察などの出前講座を利用すること等が考えられます。

第5章 情報セキュリティ

1 アカウント、ID、パスワードについて

一般的に、インターネット上のサービスを受ける際には、アカウントの作成とID、パスワードの設定が求められます。アカウント、ID、パスワードとは、それぞれ何なののでしょうか。

(1) 「アカウント」とは

インターネット上のサービスを使うには“インターネット上のサービスを受ける権利”を取得する必要があります。例えば、図書館で本を借りるために、申込用紙に名前や電話番号などの個人情報を記入して事前に会員証（図書館利用者カード）を作成するようなことと同じです。つまり、「アカウントを作成する」＝「会員証を作成する」という意味になります。

(2) 「ID」とは

IDは、“自分を識別するための会員番号のようなもの”です。IDの中身は、サービスによって契約している携帯電話の電話番号、自分で決めたメールアドレス、英数字の並びなどがあります。また、IDは一度決めたら基本的には変更できず、退会するまで同じIDを使用し続けます。

(3) 「パスワード」とは

パスワードは、“本人確認をするための暗証番号の役割”を果たし、暗証番号が正しくなければ、ログインはできません。そのため、パスワードは絶対に誰にも知られてはいけずと認識しておく必要があります。

2 IDとパスワードの管理の重要性

本市では、1人1台端末を使って学習を行う際のソフトとして、オンライン会議ソフト「Microsoft Teams」や授業支援ソフト「MetaMoJi Classroom」、学習支援サービス「LINE eライブラリ・アドバンス」をすべての児童生徒に導入しています。児童生徒がこれらのソフトを使う際には、各自に割り振られたIDとパスワードを入力する必要があります。なぜ、IDとパスワードを入力するのか、それは、利用を許可された者であるかどうかを識別し、本人を確認するためです。ですから、IDとパスワードは他人に知られないように厳重に管理する必要があることを、十分理解することが大切です。

3 身近なところに潜む危険

(1) SNSに自撮り写真をアップすると…

FacebookやInstagram、TwitterやLINEなど、いわゆる「SNS」と呼ばれるサービスに自分が撮影した写真をアップすることは、今や誰もが経験しているごく当たり前のことですが、こういった場面にも危険が潜んでいます。

デジタルカメラやスマートフォン等のデジタル機器で撮影した写真には、「Exif情

イグジフ

報」が自動的に記録されるようになっていきます。Exif 情報とは、写真の撮影日時や撮影機器の種類、シャッタースピード等の撮影データがまとめられているもので、機器のGPS機能が有効になっていると、撮影した場所の情報（緯度・経度）も記録される仕組みになっています。先に挙げたような比較的有名なSNSの中には、写真をアップロードする際、自動でExif情報を削除するものもありますが、Exif情報を削除しないSNSも複数存在します。そういったSNSに安易に写真をアップロードすると、第三者に居住地や勤務地などを特定されてしまう恐れがあります。

また、Exif情報が削除されていたとしても、写真そのものに写っている店舗の看板や電柱の住所表示、背景に写った風景から居住地や勤務地を特定される危険性もあり、自撮り写真の瞳に写り込んだ建物の形から、住んでいるマンションが特定されたといった事例も報告されています。

SNSに写真をアップロードする際には、個人情報流出の危険性を常に意識する必要があります。

（2）パスワードを使い回すと…

先の項目でアカウントやID、パスワードについて触れていますが、最近では通販サイトやゲームサイトなど、様々なサービスにおいてアカウント作成の際にメールアドレスをIDとして登録するよう求められます。メールアドレスは頻繁に使うものなので、登録したIDを忘れてしまう心配が少なくなり便利なのですが、ここにも危険が潜んでいます。

IDとともに必ずパスワードを登録しますが、様々なサービスで同じIDとパスワードを登録していると、ネット社会の中でIDとパスワードが紐づいてしまうこととなります。悪意のあるサービス事業者によってIDとパスワードが漏洩した場合、その情報を入手した第三者は、簡単にIDとパスワードを悪用することができます。

例えば、普段使っている通販サイトから身に覚えの無い買い物の請求が突然来るといったことが発生し、原因を調査した結果、第三者が「なりすまし」で買い物をしていった事例が報告されています。これは、普段使っている通販サイトがIDやパスワードを漏洩したわけではなく、他のサービスで登録したパスワードが流出し、悪用されたことが原因でした。

面倒でも同じパスワードを登録することはせず、サイトやサービスごとに別のものを登録することが大切です。

第6章 身体への影響に対する対応

これからの学びの必需品となるタブレット端末ですが、使い方によっては、身体に様々な影響を及ぼします。タブレット端末を上手に活用していくためにも、身体への影響に対する対応を行っていくことが大切です。



1 学校で気をつけること¹²⁾

(1) 教室の明るさ

暗いところ、あるいは極端に明るいところで電子黒板やタブレット端末の画面を見ると、児童生徒の目の疲労を早めて円滑な授業の実施に支障をきたす可能性があるため、教室内の明るさを均一にする必要があります。しかし、教室の明るさは天候、時刻、季節などによって影響を受けた場合、適切な明るさの確保・維持が難しいことがあるのが現状です。現在の環境の中では、カーテンによる窓からの映り込みの防止や、照明環境の工夫により映り込みを防止することが考えられます。

① カーテンによる映り込みの防止

- A 厚手のカーテンや遮光カーテンのように太陽光を通しづらいものを設置する。
- B 廊下側にもカーテンを設置するなど、状況に応じて適切に対応する。
- C 児童生徒自身が自分の判断でカーテンを開け閉めして、明るさの調整ができるように指導する。

② 照明環境への配慮

- A 基本的には照明をつけての利用が望ましいが、状況に応じて適切に対応する。
- B 照明設備を改修する際には、天井の照明はむき出しにせず、間接照明などの反射防止対策を施す。

(2) 電子黒板

電子黒板の画面が見えにくいと、児童生徒の目の疲労が増し、円滑な授業の実施に支障をきたす可能性があります。季節、時間帯、教室の所在階によって電子黒板の画面の反射の具合は変化するため、教員は反射を極力抑えるよう配慮する必要があります。

- A 電子黒板を窓に背を向けるように角度をつける、電子黒板の設置位置を窓から離すように移動させるなど、設置場所を工夫する。
- B 設置場所の工夫だけでは画面の反射を防止することが難しい場合は、反射防止用の専用フィルタを画面に取り付ける。
- C 照明をつけた状態でも十分な明るさを確保できるように電子黒板の画面の明るさを調節する。
- D 電子黒板の設置位置の調整だけでは対応できることが限られているので、電子黒板が見やすい位置に机や椅子を移動する。

12) 参考資料 文部科学省「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」



(3) タブレット端末

タブレット端末の画面が見えにくいと、児童生徒の目の疲労が増し、円滑な授業の実施に支障をきたす恐れがあります。タブレット端末の画面の反射を極力抑えられるように、日々の授業の中で配慮する必要があります。

- A 児童生徒の姿勢が良くなるように指導する。
- B 机と椅子の高さを児童生徒の成長も考慮して適切に調整する。
- C 机の面積が少ないために無理な姿勢で作業を行うことがあるため、授業の進行に応じて、利用しない教材・教具を随時片づけるように指導する。
- D 画面に照明が反射しないように、自分でタブレット端末の画面の角度を調整するよう指導する。
- E 児童生徒自身が画面の明るさを調整して画面を見やすくするなど、操作性の向上を図れるよう指導する。
- F 児童生徒が同じ姿勢を長時間続けないようにしたり、長時間にわたり電子黒板やタブレット端末の画面を注視しないようにしたりするなど、授業の実施方法を工夫する。

2 家庭で気をつけること¹³⁾

(1) 端末を使うときの注意点

端末を使うときの健康面でのポイントを、児童生徒の習慣として身に付けられるよう、学校でも指導しますが、特に低年齢の児童の場合などは、保護者の方にも気にかけていただくと効果的です。

- ① 目を、画面から 30 cm 以上、離して使う。
- ② 30 分に 1 回は、20 秒以上画面から目を離して、遠くを見る。
- ③ 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する。

※ ①や②は、紙の本や資料を読む場合でも重要です。

(2) 端末の利用時間等のルールについて

家庭で過ごす時間全体の中で、家庭で用意したデジタル機器も含めて、端末を、いつどのように使うか、お子さんと話し合うことが大切です。

<最低限、守ってほしいこと>

- ① 少なくとも、寝る 1 時間前からは、デジタル機器の利用を控えるようにする。
- ② 学校で配られた端末は、学習に関係ない目的では使わない。

13) 参考資料 文部科学省「端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレット」



第7章 推進体制

1 教育委員会として

本市では、「教育の情報化推進計画」を策定し、ICT機器やソフトウェア等ICT環境の整備を計画的に進めてきました。

これからも児童生徒がタブレットを正しく使い、情報活用能力を向上していくために、教育委員会では以下のような施策を行っていきます。

- (1) 「1人1台端末活用のガイドライン」策定
- (2) 情報活用能力育成のための体系表作成
- (3) ICT活用授業例の提供
- (4) ICTに関する情報提供のためのポータルサイトの運営
- (5) 教職員向け研修の計画・実施
- (6) 定期的な活用状況調査の実施と結果のフィードバック

2 学校の役割

児童生徒が情報活用能力を向上し、タブレットを自らの学びに対して上手に使えるようにするためには、教職員のICT活用指導力の向上を図るとともに、情報モラル教育を充実させていくことが不可欠です。

各学校においては、「教育の情報化推進計画」や本ガイドラインの内容を踏まえ、以下のような取組を行ってください。

- (1) 各学校の実情に応じた「1人1台端末を上手に使うためのガイドライン」の作成
- (2) 情報教育全体計画の作成
- (3) 教育課程の編成や年間計画の作成時における「情報活用能力の育成体系表」の活用
- (4) 各中学校区における小中連携の推進
- (5) 保護者への情報教育（情報活用能力の育成、情報モラル教育等）に関する情報提供・共有

3 家庭の役割

児童生徒が1人1台端末を上手に活用するために、各御家庭においては、以下のような取組を行ってください。

- (1) 各学校から配付されている「タブレット活用のルールについて」をよく読み、1人1台端末の使い方について、お子様と共通理解を図ってください。
- (2) 御家庭で使用しているスマートフォンやパソコン等についても、守るべきルールを設け、お子様と共通理解を図ってください。
- (3) 使い方によってはトラブルの加害者にも被害者にもなりうる危険があること、正しく活用すれば大変便利で役立つ道具であることについて、お子様と共通理解を図ってください。

『タブレット活用のルール』

☆おうちの人といっしょによみましょう。

令和〇年〇月〇日

学習内容をよく理解し、自分で学び進めていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、〇〇小学校では、「タブレット活用のルール」を決めました。みんなでこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 タブレット利用の目的

- 学校で利用する（貸し出す）タブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使ってはいけません。

2 気を付けること

- 先生の許可がなければ、学校と家庭以外では使用しません。
- 登下校中は、タブレットをカバンから出しません。
- 決められた時間以外は使いません。
- なくしたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしません。
- もったまま走ったり、地面においたりしません。
- カバンの下においたり、カバンの底に入れたりしません。
- 水のそばや、しっけの多いところでは使いません。また、日光の下やストーブの近くなどにはおきません。
- 指でふれる、または、専用ペンを使います。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、磁石に近づけたりしません。

3 家庭で使う場合

- 家の人と使い方の約束事を決めます。
- 長時間続けて使用せず、休けいしながら使います。
- 寝る1時間まえからは使いません。

4 保管する場合

- 家庭では、家の人目の届くところに置いておきます。
- 学校では先生の指示するところに保管します。

5 健康のために

- タブレットを使用するときは、良い姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けます。（画面から目を30cm以上離します。）
- 30分に1回は、20秒以上、遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

6 安全な使用

- ・もしもおかしいなど感じるサイトに入ってしまったときは、すぐに画面を閉じ、家の人や先生に知らせます。

7 個人情報等

- ・ID やパスワードは大切な情報なので家族以外の人には教えません。
- ・ID やパスワードを忘れてしまった、なくしてしまったらすぐに先生に知らせます。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、学校名など）はインターネット上に絶対書き込みません。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ・許可なく音声、画像、動画、ソフトウェアをダウンロード、アップロードしたりすることは絶対にしません。

8 カメラでの撮影

- ・先生が許可する以外ではカメラは使いません。
- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

9 データの保存

- ・学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。
- ・先生の許可なく、自分のデータを別のパソコンなどに保存しません。

10 設定の変更

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定を勝手に変えません。

11 不具合や故障

- ・家庭でこわれたり、なくしたりした場合はすぐに学校に連絡をします。

12 使用の制限

- ・〇〇小学校「タブレット活用のルール」が守れない場合、タブレットを使うことができなくなります。

・情報モラル指導モデルカリキュラム表

文部科学省 情報モラル指導モデルカリキュラム表より（一部抜粋）

分類	小学校1～2年	小学校3～4年	小学校5～6年	中学校
1. 情報社会の倫理	a. 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ			
	約束や決まりを守る	相手への影響を考えて行動する	他人や社会への影響を考えて行動する	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する。
	b. 情報に関する自分や他者の権利を尊重する			
	人の作ったものを大切にすることを大切にする心をもつ	自分の情報や他人の情報を大切にする	情報にも自他の権利があることを知り、尊重する	個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する
2. 法の理解と遵守	c. 情報社会でのルール・マナーを遵守できる			
		情報の発信や情報やりとりする場合のルール・マナーを知り、守る	何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	違法な行為とは何かを知り、違法だと分かっていた行動は絶対に行わない
			「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する	情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る
3. 安全への知恵	d. 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる			
	大人と一緒に使い、危険に近づかない	危険に出会ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	予測される危険の内容がわかり、避ける	安全性の面から、情報社会の特性を理解する
	不適切な情報に出会わない環境で利用する	不適切な情報に出会ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	不適切な情報であることを認識し、対応できる	トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る
	e. 情報を正しく安全に利用することに努める			
		情報には誤ったものもあることに気付く	情報の正確さを判断する方法を知る	情報の信頼性を吟味できる
	知らない人に、連絡先を教えない	個人の情報は、他人にもらさない	自他の個人情報、第三者にもらさない	自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識をもって行動できる
f. 安全や健康を害するような行動を抑制できる				
	決められた利用の時間や約束を守る	健康のために利用時間を決め守る	健康を害するような行動を自制する	健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
		人の安全を脅かす行為を行わない		自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
4. 情報セキュリティ	g. 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る			
		認証の重要性を理解し、正しく利用できる	不正使用や不正アクセスされないように利用できる	情報セキュリティの基礎的な知識を身につける
	h. 情報セキュリティ確保のために、対策・対応がとれる			
			情報の破壊や流出を守る方法を知る	基礎的なセキュリティ対策が立てられる
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i. 情報社会の一員として、公共的な意識を持つ			
		協力し合ってネットワークを使う	ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う	ネットワークの公共性を意識して行動する

・情報モラルの各教科等における指導

学習指導要領における情報モラルは教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされていることから、総則、各教科の学習内容において記載があります。

(小学校学習指導要領)

記載箇所	記載内容
総則 第1章総則 第2	2 教科横断的な視点に立った資質・能力の育成 (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

※中学校学習指導要領の記載内容は、小学校記載内容の「児童」が「生徒」となる。

学習指導要領における情報モラルに関する内容(総則部分以外)

(小学校学習指導要領)

記載箇所	記載内容
第2章各教科 第2節社会 〔第5学年〕 3 内容の取扱い	(4) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アの(ア)の「放送、新聞などの産業」については、それらの中から選択して取り上げる。その際、情報を有効に活用することについて、情報の送り手と受け手の立場から多角的に考え、受け手として正しく判断することや送り手として責任をもつことが大切であることに気付くようにすること。
第3章特別の教科 道徳 第3 指導計画の作成と内容の取扱い	2 第2 の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2 に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方ができる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

(中学校学習指導要領)

記載箇所	記載内容
第2節社会 第3 指導計画の作成と内容の取扱い	2 第2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かつようとして学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。
第8節技術・家庭 第2 各分野の目標及び内容 〔技術分野〕	D 情報の技術 (1) 生活や社会を支える情報の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。
第3章特別の教科 道徳 第3 指導計画の作成と内容の取扱い	2 第2 の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2 に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方ができる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

・ **文部科学省作成動画資料一覧**

テーマ	教材	情報モラル指導モデルカリキュラム表との関連
ネット依存 過度なインターネットの利用(コンテンツ視聴やゲーム SNS 等)により、生活習慣が乱れ、日常生活に大きな支障を来す。	ネットゲームに夢中になると...	3. 安全への知恵 (f)
	身近にひそむネット依存	3. 安全への知恵 (d)
	スマートフォンやタブレットなどの使いすぎ	3. 安全への知恵 (f)
ネット被害 ネット詐欺・不正請求、コンピュータウイルスへの感染など、インターネットの利用を通じて、児童生徒がこれまでにない被害に巻き込まれている。	そのページ、確認しなくて大丈夫?	1. 情報社会の倫理 (a) 2. 法の理解と遵守 (c) 3. 安全への知恵 (d)
	ネット詐欺等に巻き込まれないようにするために	2. 法の理解と遵守 (c) 3. 安全への知恵 (d, e) 4. 情報セキュリティ (g)
	軽い気持ちの ID 交換から...	3. 安全への知恵 (d, e)
	写真や動画が流出する怖さを知ろう	1. 情報社会の倫理 (b) 2. 法の理解と遵守 (c) 3. 安全への知恵 (d)
	SNS を通じた出会いの危険性	3. 安全への知恵 (d, e)
	著作物を公開するためには	1. 情報社会の倫理 (a, b) 2. 法の理解と遵守 (c)
SNS 等のトラブル スマートフォンや SNS 等の新たな情報通信技術の利用を通じたトラブルについて、相手とのやりとりの中で発生する問題について考える。	ひとりよがりの使い方にならないように	1. 情報社会の倫理 (a) 3. 安全への知恵 (e, f)
	情報の記録性、公開性の重大さ	1. 情報社会の倫理 (a, b) 2. 法の理解と遵守 (c) 3. 安全への知恵 (e)
	SNS への書き込みの影響	1. 情報社会の倫理 (a, b) 2. 法の理解と遵守 (c) 3. 安全への知恵 (d)
	軽はずみな SNS への投稿	1. 情報社会の倫理 (a) 2. 法の理解と遵守 (c) 3. 安全への知恵 (d) 5. 公共的なネットワーク社会の構築 (i)
	思ったまま SNS に送信しただけなのに	1. 情報社会の倫理 (a) 3. 安全への知恵 (e)
情報セキュリティ ID とパスワードをはじめ、インターネット上で自身や他者の情報を守る時に必要となる情報セキュリティの問題について考える。	パスワードについて考えよう	1. 情報社会の倫理 (a) 3. 安全への知恵 (e) 4. 情報セキュリティ (g, h)
	大切な情報を守るために	4. 情報セキュリティ (g, h)
	学習用タブレットの上手な使い方	1. 情報社会の倫理 (a) 3. 安全への知恵 (d, e)
適切なコミュニケーション 相手や状況に応じて、コミュニケーション手段を適切に選ぶことや相手への思いやりが必要であることを理解し、よりよい関係のあり方を考える。	うまく伝わったかな?	1. 情報社会の倫理 (a)
	コミュニケーションの取り方を見直そう	1. 情報社会の倫理 (a) 5. 公共的なネットワーク社会の構築 (i)
	スマートフォンやタブレットなどの利用マナー	1. 情報社会の倫理 (a, b) 2. 法の理解と遵守 (c) 3. 安全への知恵 (f)

・ 浦安市で使用している道徳科の教科書における情報モラルの題材一覧

(小学校道徳) 東京書籍「あらたしい 道徳」

	教材名	内容項目 「主題名」	ねらい
1年	いたづらがき	正直、誠実 「うそやごまかしをしないで」	うそやごまかしをしないで、素直にのびのびと生活しようとする態度を育てる。
2年	たんじょう日カード	礼儀「嫌な気持ちになる言葉や態度」	身近な人々と明るく接し、時と場に応じた挨拶や言葉遣いをしようとする態度を育てる。
3年	ひみつの手紙	善悪の判断、自律、自由と責任「よく考えて、正しいと思うことを」	よいことと悪いこととを区別し、よいと思うことを進んで行おうとする判断力を育てる。
4年	やめられない？ とまらない？	節度、節制 「熱中していても」	よく考えて行動し、節度ある生活をしようとする意欲を育てる。
5年	その遊び方、だいじょうぶ？	善悪の判断、自律、自由と責任「自分や相手の安全を考えて」	自他の安全に気をつけて、自律的で責任のある行動を心がける意欲を育てる。
6年	あなたはどうか考える？	節度、節制 「程よい生活」	自分でよく考えて、度を過ごすことなく、節度ある生活をしようとする態度を育てる。

(中学校道徳) 学研教育みらい「明日への扉」

	教材名	内容項目	主なねらい
1年	うわさで決めるの？	公正、公平、社会正義 「公正に考えると」	周りの人たちの噂や、不確実な情報を鵜呑みにせず、自分の頭で考え、真実を見つける判断力を育てる。
	日曜日の朝に	節度、節制 「心の弱さを乗り越える」	自分の軽はずみな行動が招く危険や周りへの迷惑に対して、十分配慮し、節度をわきまえようとする判断力を育てる。
2年	つい言いすぎて	相互理解、寛容 「相手の立場を考えて」	社会で起こっているさまざまな問題に目を向け、自分たちが生きていくためにどのような行動をするべきか判断する力を育てる。
	熊本地震被災地支援 SNSが威力	社会参画、公共の精神 「社会の発展を願う心」	自分の住む地域社会への認識を深め、その発展に貢献しようとする実践意欲を高める。
3年	アップロードダウンロード	遵法精神、公德心 「住みよい社会と権利」	自他の生活や権利を大切にし、自分の義務を果たすことで、互いの自由意思が尊重されるこ気づき、社会の秩序と規律を自ら高めていこうとする実践意欲を高める。
	便利なスマホ使い方次第で	節度、節制 「節度ある生活」	日常生活の一部となった情報機器への過度の依存で生活のリズムを崩すことの危険性を認識し、節度を守り効果的に活用するための適切な判断力を育てる。

【本ガイドライン作成協力者】（敬称略）

「1人1台端末を上手に使うためのガイドライン」検討委員

面川 優	浦安市立入船小学校主幹教諭
齋藤 大樹	浦安市立高洲小学校教諭
篠原 一瑛	浦安市立見明川中学校教諭
松田 謙	浦安市立美浜中学校教諭

事務局：浦安市教育委員会指導課

勝田 紀仁	指導課課長補佐
田村 敦	指導課副主査
太田 成奎	指導課主任主事

1人1台端末を上手に使うためのガイドライン

2022（令和4）年3月策定

浦安市教育委員会